

# 寄 附 行 為

財団法人 マリンスポーツ財団

# 財団法人 マリンスポーツ財団

## 寄 附 行 為

### 第 1 章 総 則

#### ( 名 称 )

第 1 条 この法人は、財団法人マリンスポーツ財団（以下「本財団」という。）と称する。

#### ( 事 務 所 )

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### ( 目 的 )

第 3 条 本財団は、モーターボート、水上オートバイ等（以下「モーターボート等」という。）を使用したマリンスポーツに関する各種講習会、競技会等を開催し、又は指導を行うことにより、モーターボート等の操作技術の向上、安全性の確保及び性能向上を図り、もって海事思想の普及に寄与することを目的とする。

#### ( 事 業 )

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) モーターボート等を使用したマリンスポーツに関する各種講習会、競技会等の開催又は指導に関すること。
- (2) モーターボート等による実習体験機会の提供に関すること。
- (3) マリンスポーツに関する各種施設の保有及び供用に関すること。
- (4) マリンスポーツに関する競技会に出場する選手、役員及び使用するモーターボート等の登録に関すること。
- (5) マリンスポーツに使用するモーターボート等の操縦及び整備に関する技術指導並びに性能向上に関すること。
- (6) マリンスポーツに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) マリンスポーツに関する広報宣伝及び国際交流に関すること。
- (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第7条 本財団の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

( 事業計画及び予算 )

第 10 条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

( 暫定予算 )

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 事業報告及び決算 )

第 12 条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後 3 月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

( 長期借入金 )

第 13 条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

( 事業年度 )

第 14 条 本財団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第3章 役員等

#### (役員)

第15条 本財団に、次の役員を置く。

理事 6名以上10名以内

監事 1名又は2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

#### (役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (役員の職務)

第17条 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を分担処理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

#### ( 役員 の 任期 )

第 18 条 役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

2 補 欠 又 は 増 員 に よ り 選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、そ れ ぞ れ 前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と する。

3 役 員 は、辞 任 又 は 任 期 満 了 後 に お い て も、後 任 者 が 就 任 す る ま で は、そ の 職 務 を 行 わ な け れ ば 不 可 能 だ。

#### ( 役員 の 解 任 )

第 19 条 役 員 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、理 事 会 及 び 評 議 員 会 に お い て、そ れ ぞ れ 理 事 現 在 数 及 び 評 議 員 現 在 数 の 3 分 の 2 以 上 の 議 決 に 基 づ い て、解 任 す る こ と が 可 能 だ。こ の 場 合、そ の 役 員 に 対 し、理 事 会 及 び 評 議 員 会 の 議 決 の 前 に 弁 明 の 機 会 を 与 え な け れ ば 不 可 能 だ。

(1) 心 身 の 故 障 の た め 職 務 の 執 行 に 堪 え ない と 認 め ら れ る と き。

(2) 職 務 上 の 義 務 違 反 そ の 他 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き。

#### ( 役員 の 報 酬 等 )

第 20 条 役 員 は、無 給 と する。た だ し、常 勤 の 役 員 は 有 給 と する こ と が 可 能 だ。

2 役 員 に は、費 用 を 弁 償 す る こ と が 可 能 だ。

3 前 2 項 に 関 す る 必 要 な 事 項 は、理 事 会 の 議 決 を 経 て、会 長 が 別 に 定 め る。

#### ( 名 誉 会 長 )

第 21 条 本 財 団 に、名 誉 会 長 を 置 く こ と が 可 能 だ。

2 名 誉 会 長 は、理 事 会 の 議 決 に よ り 推 戴 す る。

#### ( 顧 問 )

第 22 条 本 財 団 に、顧 問 1 名 以 上 3 名 以 内 を 置 く こ と が 可 能 だ。

2 顧 問 は、理 事 会 の 同 意 を 得 て、学 識 経 験 者 の 中 か ら 会 長 が 委 嘱 す る。

3 顧 問 は、会 長 の 諮 問 に 応 じ 意 見 を 述 べ、又 は 会 議 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ る こ と が 可 能 だ。

4 顧 問 の 任 期 は 1 年 と する。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

5 顧 問 に は、第 20 条 の 規 定 を 準 用 す る。こ の 場 合 に お い て、規 定 中 「 役 員 」 と あ る の は 「 顧 問 」 と 読 み 替 え る も の と する。

## 第4章 理事会

### (構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

### (種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

第26条 理事会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

### (議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本財団に、評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会



長が招集する。

- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 28 条から第 31 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 委員会

### （委員会）

- 第 34 条 会長は、本財団の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
  - 3 委員会は、会長の諮問に応じ専門的事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項につき、会長に建議又は報告する。
  - 4 委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 7 章 寄附行為の変更及び解散

### （寄附行為の変更）

- 第 35 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### （解散）

- 第 36 条 本財団は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

( 残余財産の処分 )

第 37 条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 8 章 事務局

( 設置等 )

第 38 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

( 備付け帳簿及び書類 )

第 39 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 事業計画及び予算に関する書類
  - (4) 事業報告及び決算に関する書類
  - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (8) 理事及び監事の履歴書
  - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
  - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。

## 第9章 補 則

### ( 細 則 )

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、本会の設立の日（昭和38年3月20日）から施行する。
- 2 本会の最初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和39年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会の最初の事業計画及び収支予算については、第12条中「毎事業年度開始前に」とあるのは「本会の設立後遅滞なく」とする。
- 4 本会の発起人会において、本会設立後理事となるべき者として指名された者は、本会設立時において、第17条第2項の規定により理事に選任されたものとみなす。
- 5 本会の設立時における基本財産は、次のとおりとする。

現 金 30,000,000 円

### 附 則

この寄附行為の一部変更は、主務大臣の認可の日（昭和44年4月17日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為の一部変更は、主務大臣の認可の日（昭和44年11月6日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為の一部変更は、主務大臣の認可の日（昭和46年4月30日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為の一部変更は、主務大臣の認可の日（昭和48年6月19日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（昭和49年10月9日）から施

行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（昭和 50 年 10 月 8 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（昭和 56 年 6 月 16 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（平成 3 年 7 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可のあった日（平成 9 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 14 条及び第 16 条の変更規定は、変更後の寄附行為第 30 条第 2 項の規定により評議員会が開催される日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、国土交通大臣の認可の日（平成 15 年 3 月 28 日）から施行する。